

入札参加心得書

(趣旨)

第1 この心得書には、藤枝市が行う一般競争入札による広告看板枠の貸付けに参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）及び入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めます。

(入札参加希望者等の責務)

第2 入札参加希望者及び入札参加者は、この心得書のほか、一般競争入札（一時貸付）に係る入札公告兼応募要領（以下「応募要領」という。）の記載事項及び現地等を熟知のうえ、入札に参加してください。

(入札参加資格)

第3 次に掲げる者は、入札に参加することができません。

(1) 成年被後見人、被保佐人その他の当該入札に係る契約等を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(2) 次の各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者の代理人

ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者

イ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(3) 国税及び地方税に滞納がある者

(4) 次のいずれかに該当する者

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下イにおいて「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 貸付物件を借り受けるために、暴力団又は暴力団員等を利用している者

(5) 入札参加書申込書を市が指定した期日までに提出しなかった者

(入札参加申込)

第4 入札参加希望者は、市が指定する日までに、次の各号に掲げる書類を、藤枝市財政経営部資産管理課へ提出してください。なお、指定する日までに必要な書類を提出しなかった者は、入札に参加することができません。

(1) 入札参加申込書（参加申込人が落札後の契約者となりますので、ご注意ください）

(2) 身分証明書（法人の場合は登記事項証明書、外国人の場合は後見の登記を受けていないことの証明）

※身分証明書とは禁治産・準禁治産の宣告通知、後見の登記・破産宣告の通知を受けていないことを証明するもので、本籍地の市町村で発行されるものです。

- (3) 本籍地の記載された住民票抄本（法人の場合は必要ありません。）
- 2 入札参加申込書には、落札後の契約者となる人の住所、氏名（法人の場合は所在地、名称及び代表者名）を記入のうえ、押印（法人の場合は代表者印）してください。
- 3 ファクシミリや電子メールによる入札参加申込書及び関係書類の提出は認めません。
- 4 受付が完了した場合、一般競争入札参加受付書をお渡しいたします。

（入札時の持参書類等）

第5 入札参加者は、次の各号に掲げる書類を入札当日に持参してください。

- (1) 一般競争入札参加受付書（資産管理課の受付印のあるもの）
- (2) 入札書（応募要領に添付した入札書の様式を使用してください。コピーした様式も可ですが、入札には、記名押印した入札書の原本にて入札してください。）
- (3) 入札保証金（応募要領で定める金額）は、物件ごとが必要です。
- (4) 委任状（代理人が入札を行う場合のみ必要となります。）
- (5) 印鑑（本人の場合は本人の印鑑、代理人が入札を行う場合は代理人使用印の印鑑）

2 代理人が入札を行う場合は、入札開始前に必ず委任状を提出してください。ただし、1人で2人以上の代理人を兼ねることはできません。

（入札保証金）

第6 入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

（入札書）

第7 入札書には、入札参加者の住所、氏名（法人の場合は所在地、名称及び代表者名）を記入のうえ、押印（法人の場合は代表者印）してください。

- 2 記入に当たっては、黒インクの万年筆又はボールペンを使用してください。フリクションペンなど摩擦熱等によって消えるインクの筆記用具は使用しないでください。
- 3 金額には算用数字を使用し、最初の数字の前に「金」又は「¥」の文字を記入してください。
- 4 代理人が入札する場合は、入札書に入札参加者の住所・氏名を記入するとともに（押印は不要）、代理人の氏名を記入し押印（代理人使用印）してください。
- 5 投函した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできません。

（入札の無効）

第8 次の各号の一に該当する者が行った入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者
- (2) 入札保証金を納付しない者又は所定の金額に満たない者
- (3) 入札書の金額その他の事項につき確認できない記載をした者
- (4) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められる者
- (5) 入札対象物件1件につき2以上の入札をした者
- (6) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札をした者
- (7) 入札対象物件1件につき2人以上の代理となって入札をした者
- (8) 入札代理人で、委任状を持参しない者又は、委任状の内容が不備な者
- (9) 指定した日時、場所に入札をしなかった者
- (10) 記名押印のない入札をした者（入札代理人を含む）
- (11) 金額を訂正した者（訂正印も認めない）
- (12) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札をした者

(開札)

第9 開札は、入札参加者の面前で直ちに行います。但し、入札参加者が開札に立ち会わない場合には、入札に関係のない市職員を立ち会わせて開札します。この場合、異議申し立てはできません。

(落札者の決定)

第10 落札者は、市の予定価格(最低貸付料)以上のうち、最高額で入札した上位3者を落札者と決定します。

2 落札となるべき同一価格の入札者が2者以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、入札に関係ない市職員に代わりにくじを引かせて決定します。この場合、異議の申し立てはできません。

3 落札者が決定した時は、その者の氏名(名称)及び金額を、落札者がいない時はその旨を、入札参加者に直ちに口頭で公表します。

(再度入札)

第11 開札の結果、入札最高金額が予定価格(最低貸付料)に達していないときは、再入札は行わず、入札を打ち切ります。

(入札執行の延期)

第12 開札前において、天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し若しくは取り消すことがあります。

(契約の締結)

第13 落札者が決定したときは、直ちに落札者に対し、契約の締結について必要な事項を通知します。

2 落札者は、落札の通知を受けてから7日以内(土日、祝日を含む。)に契約書を締結しなければなりません。ただし、市がやむを得ない理由があると認めた場合は、その期間を延長することができます。

3 落札者が前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失います。

(契約保証金)

第14 契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

(契約不適合責任)

第15 落札者は、契約締結後に、貸付物件に種類、品質、数量に関して本契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができません。ただし、甲が数量の不足その他契約内容に適合しないことを知りながら乙に告げなかったときは、この限りではない。